

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009横第5号	
事故等名	モーターボートオーシャン2定置網損傷	
発生年月日時刻	平成20年11月27日(木)15時00分ごろ	
発生場所	千葉県浦安レーダー局 真方位068° 1.9海里付近 (北緯35° 37' 7"、東経139° 56' 00")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年1月22日及び1月26日横浜・地方事故調査官が船舶所有者から事故の損傷状況等について口述聴取、1月26日漁船保険担当者から事故の概要、損傷写真等及び船舶所有者から小型船舶登録事項通知書入手、2月12日修理関係書類入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	船種・船名・総トン数 船種・船名・総トン数 船舶番号 船舶所有者等	
	モーターボート オーシャン2 3.8トン 235-47352東京 株式会社ファーストボート	
	船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	
乗組員等に関する情報	船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	なし	
損傷	海苔養殖施設損害(浮子網3本、海苔網3枚)	
事故等の経過	本船は、千葉県木更津沖で釣りをを行い、レンタルボート基地に帰港中、千葉県葛南区市川水路付近において、平成20年11月27日15時00分ごろ、海苔網に乗り揚げた。 その結果、本船の推進器に海苔網が巻き付き航行できなくなったため、海苔網を切断した。 発生場所は、浅瀬のため航行水域が限定され、海苔養殖期間中は、水路両側の数十メートル置きに黄色の仮設灯浮標が設置されていた。 当時の天候は曇りで、風力3の北北東の風が吹いていた。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は、水路調査を十分に行わず、また、適切な見張りを行わなかったため、水路両側の数十メートル置きの黄色の仮設灯浮標に気付かなかった可能性があると考えられる。 船長は、何回か市川水路の通航を経験していた。
原因	本事故は、本船が帰港中、水路調査を十分に行わず、また、適切な見張りを行わなかったため、海苔網に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	